

共愛学園前橋国際大学短期大学部ガバナンス・コード

はじめに

私立大学・短期大学の存在意義は、建学の精神・教育の理念と、それに基づく独自の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展しているところにあります。私立短期大学は、その設置目的に照らし、職業や实际生活に必要な資質を育成するなど、地域社会の発展に不可欠な人材の養成に大きく寄与しています。また、私立短期大学は地域社会において高等教育を受ける機会の均等の場としての役割と、教育・研究の成果を地域社会に還元する知的基盤としての役割も果たしています。

共愛学園前橋国際大学短期大学部は、これからも、建学の精神や教育の理念に基づき、私立短期大学としての使命を果たしていくために、また、教職員としての使命・役割を具体的な形にしていくために、本学のガバナンス・コード（本学として取り組む・取り組んでいる各業務の意思決定・執行及び内容・方法等が、法令・規程等に照らし、それぞれの理事・監事・評議員・教職員の役割に応じて適切に機能しているのかを、組織として自ら行う点検の在り方や仕組みを具体化したもの）を制定しました。

これをもとに、時代の変化に対応した短期大学づくりを進めるとともに、本学の中長期計画を策定・公表し、学生・保護者、同窓生、地域・企業・学校関係者などに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大限に発揮し、本学の存在価値の向上を目指していきます。

なお、制定に当たっては、日本私立短期大学協会の制定した「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」をモデルにしました。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

私立大学・短期大学は、それぞれの建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会の発展に貢献しています。また、短期大学は地域とのつながりが強いことが特徴です。短期大学である本学は、この役割を果たすとともに、特徴を発揮しています。

本学は、今後も地域の高等教育機関として、健全な発展を旨として取り組むこととしています。そのためにも、短期大学の経営と教育・研究との連携・協力体制をさらに重視することとします。また、これらに取り組む上で、危機管理やコンプライアンス（法令等の定めを守ること）の徹底を組織的に行っています。

1-1 経営と教学の連携・協力

(1) 建学の精神等は次のとおりです。

建学の精神は、共愛学園前橋国際大学短期大学部学則第3条に以下のように規定しています。

「教育基本法・学校教育法の定めるところに従い、キリスト教主義と「進取」の精神に基づき、人格を涵養し、自ら考え、切り拓いていく知恵と力を持ち、「共愛・共生」の精神を実践できる人材を育てることを目的とする。」

(2) 本学の建学の精神や教育理念に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 本学が設置する学科は生活学科で、学科内にこども学専攻と栄養専攻を設置しています。それぞれの教育の目的は、次のようにしています。

一 生活学科は、人間生活の根源である食について共通な課題として学び、将来かわる人々が自ら安全な食と健康な食生活に関心を持って暮らせるようリードするための知見や方法の修得を基盤にすえて、生活学に関する職業及び実生活における実際的な専門教育を重視し、高度化、複雑化し、急速に変化する社会に対応できる人材の育成を目的としています。

二 こども学専攻は、教育、食、福祉について総合的な知識、技術、実践力を身に付けた保育者の育成を目的としています。

三 栄養専攻は、栄養、健康、食生活について総合的な知識、技術を学び、多様化した食環境に対応できる人材として、地域社会の食と健康に貢献できる栄養士の育成を目的としています。

(3) 学長等と法人とのかかわりは次のとおりです。

① 本学の学長は、法人の理事となっています。

② 学長の職務が法令等に基づいて確実に実行できるよう、組織・規程等を整備しています。

③ 学長が任務を果たすことができるように、教学事項をはじめとする業務の遂行に必要な権限を委ねています。

④ 学長は、委任を受けて次のようにしています。

ア 学長が教職員各々に担当業務を分担させ、管理する体制としています。

イ 教職員が所掌する校務については、可能な限り、規程整備等による可視化を図っています。

(注) 教学：教育課程の編成・実施、授業に関する事、学生の成績に関する事など、大学・短期大学の教育・研究に係る事項と、それらに関連して生じてくる事務に係る事項とを合わせて表す用語です。

1-2 中期的な計画

- (1) 中期的なビジョンの策定と実現に必要な取り組みは次のとおりです。
- ① 安定した経営を行うために、中長期的な見通しを持って取り組むこととしています。
 - ② 本学は強み・弱みを踏まえ、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画（令和3年度～5年度）を策定・推進し、教育の質保証と学修成果の獲得に力を入れています。
 - ③ 中期計画の進捗状況、財務状況については、学園の理事会・評議員会で管理・把握し、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
 - ④ 財政的な裏付けのある中期的なビジョンの実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めています。
 - ⑤ 改革のために、教育職員と事務職員との協働の観点から、事務職員の人材養成・確保など、事務職員の役割を重視しています。
 - ⑥ 経営陣と教職員がビジョンを共有するとともに、改革の実現に向けて、教職員からの積極的な提案を受け入れるなど、法人全体の取り組みを徹底しています。

1-3 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

- (1) 法令遵守のための体制整備は次のとおりです。
- ① すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守する取り組みを組織的に行っています。そのために、組織としての縦と横のつながりを重視しています。
- (注) 寄附行為：私立学校を設置する主体は学校法人です。その学校法人を設立しようとする場合は、その目的、名称、設置する学校の種類その他の事項を定める必要があります。その定めたものを寄附行為といいますので、当該法人にとっての「基本法」となります。（当然のことですが、設置する学校種に応じて、法令で定める所轄庁の認可が必要です。）このことから、寄附行為という言葉には、学校法人を設立すること自体の意味と、各種の事項を記載した書類（寄附行為を書いたもの）の意味とがありますが、多くの場合、後者の意味で使います。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員、学生・保護者、業者等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設しています。なお、通報者には十分な配慮を図ることとしています。
 - ③ 本学では、上記に関係して、公益通報者保護規程、ハラスメント防止規程等を設け、

教職員への周知を図っています。

1-4 地域貢献

(1) 本学における地域貢献等の取り組みは次のとおりです。

- ① 群馬県・前橋市等の地方公共団体、地元企業、地域教育機関等の団体や、学生・保護者、卒業生、地域社会構成員等との良好な関係を保つとともに、公共性を有する地域貢献等を念頭に、短期大学経営を進めています。
- ② 人的・物的資源を活用し、社会の発展に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めています。
- ③ 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての本学の役割を果たすとともに、三者の結節点としての機能を果たしています。平成30年度には、前橋市、前橋商工会議所、前橋市内6大学・短期大学で、「地域人材の育成・定着にかかる包括連携協定」を結び、「めぶく。プラットフォーム前橋 ～地域人材の育成・定着に向けた産学官連携基盤推進協議会～」において、各種の取り組みを進めています。
- ④ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を提供しています。
- ⑤ 大規模災害への対応は、地域社会と協力・連携して取り組みます。
- ⑥ 社会全体が持続することができるよう、防災や環境の問題をはじめとする課題について対応します。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

私立大学・短期大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されるとともに、社会に対する説明責任を負っています。従って、学校の設置者である学校法人は、教育活動や研究活動の安定性と継続性を図るよう、経営を充実・強化し、中長期的に私立大学・短期大学の価値の向上を実現し、高等教育機関としての役割・責務を適切に果たすことが重要です。本法人は、このような役割・責務を果たすため、理事会等の自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築しています。

2-1 理事会機能の充実

理事会の役割運営等については次のとおりです。

- ① 理事会は、組織の経営強化を念頭に置き、意思決定の議決機関として本法人の業務

を決しています。また、理事の職務執行を監督しています。

- ② 理事会の議決事項等については次のようにしています。
 - ア 理事会は、寄附行為に基づき、理事長が招集しています。なお、理事会に付議される事項について、書面をもって、あらかじめ意思を表示できる旨を寄附行為に定めており、理事会招集の際に合わせてその旨を案内しています。
 - イ 理事会は、年間の開催計画を策定し、定期的に開催しています。
 - ウ 理事会での審議事項については、事前に全理事で共有し、十分に審議の上決定しています。
 - エ 理事会での審議に必要な時間は、十分に確保しています。
 - オ 理事会において議決する本法人の重要事項は、寄附行為及び寄附行為実施規則に明示しています。
 - カ 理事会において議決された事項は、議事録を作成し、保管しています。
 - キ 業務執行者から、理事会へ適切な説明・報告がなされるようにしています。
 - ク テーマによっては、理事会に協議事項として提起し、その意見等を踏まえて、次回以降で議決するようにしています。
 - ③ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう、理事や運営責任者等の監督を行っています。
 - ④ 理事会は、法人内の各機関が自らの判断と責任において、組織としてのまとまりのもとで業務を遂行していく上で必要な機能を発揮すること（「内部統制」）が出来るよう、また、各機関をめぐって内外から生じてくるおそれのある危機に対応する上で必要な取り組みを行うこと（「リスク管理」）が出来るよう、体制を整備しています。
 - ⑤ 理事会は、本学の運営責任者（学長、学科長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、本学の業務の執行の状況を適切に把握し、評価を行っています。本学は、その評価を業務改善に活かしています。
- (2) 理事長・理事の役割等は次のとおりです。
- ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
 - ② 理事長を補佐する理事として、常務理事又は事務局長を置いています。また、理事長の代理権限順位も明確に定めています。
 - ③ 理事長及び理事の選任・解任については、寄附行為に明確に定めています。寄附行為は、ホームページに掲載していますので、ご参照願います。
 - ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために、その職務を行っています。
 - ⑤ 理事は、善管注意義務（善良なる管理者としての注意をもって、委任事務を処理する義務）及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。
 - ⑥ 本法人と理事との利益が相反する事項については、当該理事は議決権を有しませ

ん。

- ⑦ 学内理事の役割は次のとおりです。なお、学内理事とは、本学園の教職員で、理事となっている者をいいます。

ア 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学園の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、業務執行を適切に行っています。

イ 教職員として理事となる者は、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行しています。

- ⑧ 外部理事の役割は次のとおりです。なお、外部理事とは、本学園の教職員以外の者をいいます。

ア 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行しています。

イ 外部理事に対し、審議事項に関する情報の提供など、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うためのサポート体制を整えています。

- ⑨ 全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めています。

(3) 理事の選任は次のとおりです。

- ① 本学園の理事は12人で、職務理事(4人)、評議員からの選任(3人)、理事会からの選任(5人)となっています。私立学校法で規定する親族等は選出していません。なお、親族等の選出に関しては、理事、監事、評議員においても同じです。
- ② 理事・監事は、他の学校法人の理事又は監事を兼務していません。

2-2 監事機能の充実

(1) 監事の責務(役割・職務範囲)については次のとおりです。

- ① 監事は、私立学校法に規定する監事の職務を踏まえて、業務を遂行しています。
- ② 監事は、寄附行為に則り業務を遂行し、理事会その他の重要会議に出席するとともに、内部監査室との連携・情報交換を密に行い、その責務を果たしています。
- ③ 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。また、監事は、理事会招集の請求権があることなどの私立学校法が規定する権限等があることを十分に理解しています。

(2) 監事の選任は次のとおりです。

- ① 監事の独立性を確保する観点から、理事長は理事会で選出した候補者のうちから評

議員会の同意を得て、監事を選任しています。なお、選任に当たっては、私立学校法を踏まえての対応であるとともに、他の学校法人の理事・監事を兼務していません。

- ② 監事は2人置いています。

- (3) 監事監査基準は次のとおりです。
 - ① 監事は、監査計画を定め、関係者に周知しています。
 - ② 監事は、監査を実施し、監査結果を記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告しています。なお、この報告書は公表しています。

- (4) 三様監査は次のとおりです。
 - ① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果については意見を交換し、監事監査の機能の充実を図っています。
 - ② 内部監査は、内部監査規程に基づき、計画的・定期的を実施しています。

- (5) 監事へのサポート体制等は次のとおりです。
 - ① 監事に対し、審議事項に関する情報の提供など、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うためのサポート体制を整えています。
 - ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めています。

2-3 評議員会機能の充実

- (1) 評議員会の諮問機関としての役割は次のとおりです。
 - ① 次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞いています。
 - ア 予算及び事業計画
 - イ 事業に関する中期的な計画
 - ウ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - エ 役員に対する報酬等（報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
 - オ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - カ 寄附行為の変更
 - キ 合併
 - ク 目的たる事業の成功の不能による解散
 - ケ 寄附金品の募集に関する事項

コ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）
及び重要な資産の処分に関する事項

(2) 評議員会の責務は次のとおりです。

- ① 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる旨を寄附行為で定めています。評議員は、この趣旨を踏まえて、会議において、意見を述べ、発言をしています。

(注) 役員とは、本法人の理事及び監事のことです。

- ② 評議員会は、監事の選任に際し、理事長からの監事候補者についての情報をもとに、十分な審議をしています。その際、理事長は、当該監事候補者の資質や専門性等について十分な説明と情報提供をしています。
- ③ 評議員会の議事について特別な利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができないこととしています。

(3) 評議員の選任等は次のとおりです。

- ① 評議員となる者は、次に掲げる区分によって選任しています。なお、本学園では理事兼任者9人、評議員16人です。

ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

- ② 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、意見を述べ、若しくは諮問等に答えるため、同窓生、学園内関係者、企業関係者等から、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出しています。
- ③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(4) 評議員への情報提供等は次のとおりです。

- ① 本法人は、評議員に対し、審議事項に関する情報の提供など、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行っています。
- ② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めています。

第3章 教学ガバナンスの充実

本学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」という短期大学の目的を踏まえた教育に取り組み、地域社会に多くの人材を送り出しています。

教育活動の推進に当たっては、学校教育法、私立学校法等の法令を遵守するとともに、建学の精神や教育理念等をベースとして、教育の質を保証すること、学生が学修成果を獲得することを重視しています。

そのために、学長をはじめとする教職員が、教育活動に組織的に取り組める体制を整備しています。

3-1 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、高校生・保護者、事業者、地域関係者等）への情報の提供等は次のとおりです。

- ① 学生の学びの基礎単位である学科・専攻においては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に示しています。
- ② 上記の三つの方針は、学生募集要項や学生便覧に記載し、本学への志願者や本学の学生への周知を図っています。また、学生募集要項には、本学の学修で取得できる資格が記載してありますので、就職先訪問の際などにも持参しています。なお、三つの方針等は本学のホームページに掲載していますのでご覧ください。
- ③ 学科・専攻の目的等は、本資料の1-1「経営と教学の連携・協力」をご覧ください。
- ④ 学修成果にかかわることは、学生便覧やシラバスに記載し、周知しています。

(2) 認証評価、自己点検・評価にかかわる事項は次のとおりです。

- ① 認証評価の制度は平成16（2004）年度から始まり、全ての大学・短期大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。認証評価は、教育・研究等に対するそれまでの取り組みの状況について、評価機関の審査を受け、その評価結果を踏まえて、教育・研究水準の向上に向けての改善の取り組みの指針を示すものと位置づけています。
- ② 本学は、認証評価の趣旨を踏まえ、教育目標の達成状況及び各種課題の改善状況等について、組織として定期的に自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、次の改善・改革のための計画の策定、実行等のPDCAサイクルが機能するようにし

ています。

- ③ 本学は、一般財団法人短期大学基準協会による認証評価を受けています。直近では、2016年度に受け、「適格」であるとの判定をいただいています。

(注) PDCAサイクル：名称は、サイクルを構成する次の4段階の頭文字に由来します。

- ・ Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとに業務計画を作成する。
- ・ Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う。
- ・ Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを点検・評価する。
- ・ Action（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて改善を図る。

この4段階を順次行い、再び次のサイクルに引き継ぎます。この次のサイクルでは、前のサイクルの内容・方法等を向上させ、継続的に業務を改善させることをねらいとしています。

- ④ 認証評価の際に指摘された事項については、その改善に努めています。
- ⑤ 本学では、自己点検評価委員会を定期的を開催し、教育・研究や業務の遂行に関係する事項について意見の交換を行うとともに、必要に応じて、全教職員に情報の提供を行い、改善等に向けての情報の収集と共有化に取り組んでいます。
- ⑥ 本学園の中期計画は、前述の1-1(3)のようにスタートしていますので、基準協会の評価結果を踏まえた事項を直接的には記載していない面もありますが、各業務の取り組みの中で生かすようにしています。

3-2 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長のリーダーシップ等については次のとおりです。

- ① 学長の任命は、本学の学長選任規程に則り選出し、理事会での審議を経て任命しています。
- ② 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、本学園の理事会は、本学の教学運営などの目的を達成するための各種の意思決定、学科長の任命等を、学長にその権限を委任しています。
- ③ 教員の昇格や任用（採用）についても、学長の意向が十分に反映されるようになっています。なお、教員の昇格や任用に関する規程を設けています。
- ④ 学長は、自らが理事会の構成員であることを十分に認識しています。また、委任された権限を行使しています。
- ⑤ 学長は、学則第3条に掲げる「建学の精神等」、第4条に掲げる「教育の目的達成と評価」、第5条に掲げる「教育の改善」等の主旨を踏まえ、教育の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の教学運営を統括し、所属教職員を統率・監督しています。

⑥ 所属教職員が、学長方針、中期計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し、共有するように努めています。

(2) 学長補佐体制（副学長・学科長・教授会等の役割）は次のとおりです。

- ① 本学は生活学科（こども学専攻と栄養専攻）のみの短期大学です。事務組織規程で「教育活動において、教育の質を保証するとともに、学生の学修成果獲得に結びつくよう、本学の業務の適切・適正な処理と、円滑な運営とするうえで必要な事務組織及び事務分掌を定める。」としています。この中で、学科長、課長、専攻長等は、いずれも「学長の命を受け、所管事項の校務をつかさどる」「任用については、学長が命ずる」と定めています。副学長、事務長は「学長の命を受け、所管事項の校務をつかさどる」「任用については学長が指名し、理事会が決定する」と定めています。それぞれのポストに任命された者は、業務を十分に遂行するとともに、関係職員が力を発揮できるようにしています。
- ② 短期大学として必要な教員数は、短期大学設置基準を満たす教員を確保しています。教員には現場経験を有する者も確保しています。また、短期大学を運営する上で必要な事務職員を雇用しています。なお、教員が事務業務にもかかわるなど、教育職員と事務職員が一体となって仕事に取り組む体制としています。
- ③ 本学は、教育・研究の重要な事項を審議するために、教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断は教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

3-3 教職員の資質向上

(1) 教職員の資質向上の取り組みは次のとおりです。

- ① 本学園・本短期大学の教育計画を策定し、実行しています。これに評価・改善を加えての「PDCAサイクル」の実施によって、本学の価値の向上に取り組んでいます。合わせて、各業務の取り組みにおいても「PDCAサイクル」の実施を重視しています。これらを含め、教育・研究活動等を組織的かつ効果的に管理・運営する上で、教育職員と事務職員とが業務を協力・連携して取り組む体制としています。
- ② 学則第5条において、教育の改善に向けて、教育職員・事務職員は常に研究（研修）と修養に努め、自らの資質開発に取り組む旨を規定するとともに、そのためのSD・FD委員会の設置を定めています。これに合わせて、両委員会の規程を制定しています。

- ③ FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動は次のようにしています。
- ア 本学三つのポリシー（本資料3-1-(1)-①に示す三つのもの）を一体的・具体的に推進し、教育の質保証及び学生の学修成果獲得の向上に向けての教員個々の教育・研究活動に関わる取り組みを毎年度明示しています。
 - イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき、研修等の取り組みを推進しています。
- ④ SD（スタッフ・ディベロップメント）活動は次のようにしています。
- ア すべての教育職員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取り組みを推進しています。
 - イ SD推進組織を整備し、基本方針と年次計画を定め、取り組みを推進しています。
 - ウ 教職協働に対応するため、事務職員としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき、業務研修を行っています。
- ⑤ テーマによっては、教育職員・事務職員合同での研修を行っています。
- （注）FD活動：教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取り組みのことです。
- SD活動：職員に職務の遂行に必要な知識や技能を習得させるとともに、その能力や資質を向上させるための組織的な取り組みのことです。なお、職員の中に教員も含め、FD活動を包含した意味で用いる場合もあります。

第4章 情報の公開と公表

私立大学・短期大学は、公共性を有する教育機関として、また、日本における高等教育の大きな担い手として、質の高い有為な人材を社会に送り出しています。

本学は、私立短期大学としての目的や役割等を踏まえた教育活動を通じて、保育士・幼稚園教諭として、栄養士・栄養教諭として、地域社会の発展に寄与する人材を送り出しています。また、教育・研究成果の社会還元や社会貢献の活動などに取り組んでいます。

これらの取り組みにおいて、本法人・本学の運営、教育・研究活動等の公共性や透明性等を確保し、高める観点から、情報の公開を推進しています。

4-1 情報公開

- (1) 情報公開と発信等は次のとおりです。
- ① 公開すべき事項は、学校教育法施行規則（第172条の2）、私立学校法等の法令及び日本私立短期大学協会のガイドライン等によって、指定若しくは一定程度共通化されています。本学・本法人は、これらを踏まえ、主体的に情報を発信しています。

なお、情報の発信は本学からのものと、法人からのものとがあります。

ア 教育研究上の目的

イ 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

エ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ 教育研究上の基本組織

カ 教員組織、教員の数、各教員が有する学位及び業績、入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業者数、進学者数・就職者数、進学・就職状況

キ 授業科目、授業方法・内容並びに年間の授業計画

ク 学修成果に係る評価、卒業認定に当たっての基準

ケ 校地・校舎等の施設・設備、その他の学生の教育研究環境

コ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

サ 学生の修学、進路選択、及び心身の健康等に関わる支援

シ 学生が修得すべき知識及び能力

ス 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書

セ 役員名、役員報酬の基準

ソ 寄附行為

② ①の情報のうち、法令等で作成・公表時期等が規定されている事項については、その時期を厳守しています。

③ 法令上で公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限公開しています。事例としては次のような項目があります。

ア 地域連携並びに産学官連携

イ 出前講座、公開講座

④ 情報公表の工夫等はおおりのとおりです。

ア 公表方法は、インターネットを使ったウェブ（web）公表が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート（大学・短大の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと）」を活用するほか、入学案内、各種パンフレット等の媒体も活用します。

イ 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫しています。

（2）社会貢献等の情報については、前述の1－4の（注）をご参照してください。

おわりに

日本における全大学・短期大学数の約8割を担う私立大学・短期大学は、我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展に不可欠な極めて大きな役割を果たしています。特に、本学をはじめとする地方の短期大学は、地域社会に多くの人材を送り出し、地域の発展に大きく寄与しています。

私立短期大学には、今後も、我が国の発展に寄与し、貢献していくことが求められています。私立短期大学が主体性を重んじ、公共性を高めるために、日本私立短期大学協会が自律的な「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」を制定しました。

本学は、これを規範として運用することにより、強固な経営基盤を基にした大学づくりを進めていきます。

そして、本学は、教育、研究、社会貢献の機能をさらに高め、社会的責任を果たすことにより、社会からの信頼に応えるとともに、社会の発展に尽力してまいります。